

新専門医制度に於ける更新基準（皮膚科領域）

更新は以下のごとく、①勤務実態の証明、②診療実績の証明、③講習受講をもって行う。

特段の理由のある場合（国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職就任など）の措置については、別途定める（別添資料①参照）。

① 勤務実態の自己申告（必須）

勤務実態について、2.5年間の実態を記載すること。

非常勤の場合には原則として週12時間以上の勤務とし、次の条件を満たしていること。

条件：同時に働く勤務先は2施設以内が望ましい。皮膚科の診療に従事していることが必要で、それらを証明できるもの、たとえばホームページ等に公開されている診療分担表などを添付すること。さらに皮膚科専門医にふさわしい皮膚科診療に従事していることについての日本皮膚科学会代議員または皮膚科研修基幹施設の研修プログラム統括責任者の証明を要する。

年度途中で勤務形態が変更になった場合、常勤は単一施設で31時間/週として月ごとの勤務実態を集計し、平均の週あたりの勤務時間数を計算する。その他の特殊な勤務形態（学長、病院長、研究職、産業医や公的機関での医系技官業務など）で皮膚科専門医として常勤として勤務している場合、皮膚科学会専門医委員会（以下、「専門医委員会」と呼ぶ）にて審議し、更新にふさわしい勤務実態であるかどうか判定する。専門医委員会にて認められた場合、初回更新時であっても②診療実績の証明を免除し、その単位を ii) 共通講習、iii) 領域別講習、iv) 学術業績・診療以外の活動実績で補うことができる。なお、非常勤及び常勤の勤務時間は労働時間とし、休憩時間は含まないものとする。

1週間当たりの診療関与時間

➤ 申請時の勤務実態（主に従事する医療機関：a. b. c. d. いずれかを選択）

- a. 病院皮膚科で常勤医師として勤務している 勤務先()
- b. 診療所皮膚科で常勤医師として勤務している 勤務先()
- c. その他の特殊な勤務形態で常勤として勤務している 勤務先()
皮膚科医師として勤務（している、していない） いずれかを選択
- d. 病院または診療所で皮膚科非常勤医師として勤務している（複数ある場合はすべて記載）
() 時間/週 勤務先()

・ その他： () 時間/週 勤務先()

➤ 2.5年間の勤務実態(a. b. いずれかを選択)

a. 2.5年間常勤であった

b. 2.5年間のうち常勤でない期間があった

2.5年間の平均の週あたりの勤務時間 () 時間/週

以下は専門医の活動の実態を把握するための参考としますので、記載にご協力ください。

➤ 診療活動 小計 () 時間/週

- ・ 一般外来診療 () 時間/週
- ・ 救急外来診療 () 時間/週
- ・ 入院診療 () 時間/週
- ・ 臨床検査 () 時間/週
- ・ 手術 () 時間/週
- ・ その他： () 時間/週

➤ 診療管理と教育活動 小計 () 時間/週

- ・ カンファレンス () 時間/週
- ・ 診療に関わる委員会活動 () 時間/週
- ・ 学生・研修医・専攻医指導 () 時間/週
- ・ メディカルスタッフ指導 () 時間/週

➤ その他の臨床的活動 小計 () 時間/週

- ・ 健康相談 () 時間/週
- ・ 臨床に関わる書類作成 () 時間/週
- ・ その他： () 時間/週

➤ 専門医として相応しい病院外での医療活動 小計 () 時間/週

- ・ 内容記載→ () 時間/週
- ・ 内容記載→ () 時間/週

② 診療実績の証明（初回更新時必須）

以下の方法で証明すること。

○ 症例報告の提示

5年間に診療した症例について診療日、病名、検査、治療法、転帰、問題点、診療施設名、責任者氏名（印）などを記載した症例報告を10症例分提出する。入院、外来は問わないが、疾患名は偏らないよう配慮すること。皮膚科専門医研修カリキュラムに記載された35領域のうち複数の領域にわたる必要がある。

③ 更新単位 50 単位（必須）

専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i)~iv) の4項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とする。4項目について5年間で取得すべき単位数を示す。合計 50 単位の取得を求める。

項目	取得単位
i) 診療実績の証明（上記②に該当）	最大 10 単位（初回更新に限り症例報告 5 単位必須。2 回目以降は任意）
ii) 専門医共通講習	最小 3 単位、最大 10 単位 （このうち 3 単位は必修講習）
iii) 皮膚科領域講習	最小 20 単位（取得方法によっては最小 10 単位）
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	最大 10 単位（取得方法によっては最大 20 単位まで可能）

i) 診療実績の証明（最大 10 単位）

1. 症例 10 例毎に 5 単位を認める。症例報告は上記「②診療実績の証明,症例報告の呈示」を用いることができ、追加症例も同じ記載方法とする。
- 2 統括プログラム責任者、指導医が専門医研修プログラムにのっとり専攻医を指導し、専攻医の年間評価を行った場合、1年間に1単位を付与する。ただし、1年間に何人指導しても1単位とする。

上記 1-2 を合計したものを「 i) 診療実績の証明」に必要な単位とする。

なお、専門医委員会でも適切と判断した場合や疑義がある場合には、面接やサイトビジット等を経て合否判定を行う。

ii) 専門医共通講習（最小 3 単位、最大 10 単位：ただし、必修講習 A 3 項目をそれぞれ 1 単位以上含み、資格取得の状況により必修講習 B の 5 単位も含むこと）

すべての基本領域専門医が共通して受講する項目。機構によって認められた講習会とする（たとえば、学術集会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する講習会などだが、他の領域が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できるものとする）。1 回の講習は 1 時間以上とし、1 時間の講習受講をもって 1 単位、また、連続して 2 時間以上のもは 2 単位として算定する。e-learning についても、受講を証明できるならば単位として認めることができる。日本皮膚科学会または関連する学会や団体等が開催するのは、原則として専門医委員会が審査・認定を行う。地域の医師会が開催するのは、原則として日本医師会または各都道府県医師会が審査・認定を行う。専門研修施設群のいずれかの施設ならびに関連する施設等が開催するのは、原則として日本専門医機構が審査・認定を行う。なお、地域の医師会が主催する講習会や生涯教育講座等については、日本医師会が定める実施要項に基づき申請すること。

皮膚科学会総会では 1~3 の必修講習会を毎年開催する。

皮膚科学会総会で開催した講習会を録画し専門医委員会で審議し、機構によって認められたものは e-learning 教材として使用できる。受講証明（参加証明書やオンラインでの受講証明等）したのに対して単位認定することができる。

各支部学術大会では 1~3 の必修講習会のうち、いずれか 1 つ以上を開催あるいは上映する。なお、専門医委員会で審議し、機構によって認められたものは単位として認定する。

講習会講師については 1 時間の講演につき 2 単位付与することができる。また、1 時間を複数名で講演し、そのうち、30 分以上講演している場合には、1 単位付与する。

以下に専門医共通講習の対象となる講習会を示す。

- | | | |
|----------------------------|---|--------|
| 1. 医療安全（必修項目：5 年間に 1 単位以上） | } | 必修講習 A |
| 2. 感染対策（必修項目：5 年間に 1 単位以上） | | |
| 3. 医療倫理（必修項目：5 年間に 1 単位以上） | | |
| 4. 医療制度と法律 | } | 必修講習 B |
| 5. 保険医療 | | |
| 6. 医療福祉制度 | | |
| 7. 医療経済（保険医療等） | | |
| 8. 両立支援 | } | 任意講習 C |
| 9. 臨床研究・臨床試験 | | |
| 10. 災害医療 | | |

○必修講習 B について

2023 年度以降、試験に合格し新たに機構専門医を取得し、その後更新手続きを行う際は上記必修講習 A の他、必修講習 B（医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療等）、両立支援（治療と仕事））を各 1 単位（計 5 単位）取得する必要があります。ただし、多様な地域における診療実績が認定された場合、必修講習 B の取得は免除することができます。（多様な地域については、日本専門医機構と協議中です。詳細が確定次第、公開します。）

iii) 皮膚科領域講習（最小 20 単位：（取得方法によっては最小 10 単位）

原則、1 回の講習は 1 時間以上とし、一人または二人の演者による 1 時間以上の講習受講をもって 1 単位と算定する。

講習会講師については 1 時間につき 2 単位付与することができる。また、1 時間を複数名で講演しており、そのうち、30 分講演している場合には、1 単位付与する。

1. 皮膚科専門医委員会が指定する講演の聴講：

1 時間につき 1 単位を認定する。日本皮膚科学会会員カードで出席を確認する。会員カードで出席を確認できない学術集会は受講証明書を発行する。単位認定する講演は下記のいずれかとする。また、単位認定にあたっては主催元からの申請をもって個別に審議し、当該講演が皮膚科領域講習にふさわしい内容と判断したものを認定する。なお、専門医委員会が単位認定した講演は日本皮膚科学会 HP に公開する。

- (1) 専門医委員会が指定する学術集会（別表参照）における教育講演、講習会、特別講演、シンポジウム、ワークショップ、指導医講習会。
- (2) 専門医委員会が指定する学術集会（別表参照）におけるその他の形式の講演
- (3) 上記(1)(2)の講習会を録画し、e-learning 教材として使用できる。受講証明（参加証明書やオンラインでの受講証明等）したものに対して単位認定することができる。
- (4) 日本皮膚科学会の総会、支部学術大会、地方会で開催する一般演題。なお、一般演題の聴講は半日（2 時間以上）につき 1 単位として認める。
- (5) 専門医委員会が指定する学術集会（別表参照）における実習型の講習会は半日（1 時間以上）につき 1 単位として認める。

2. 日本皮膚科学会主催の教育講習会：

日本皮膚科学会会員カードで出席を確認する。1 時間につき 1 単位。

iv) 学術業績・診療以外の活動実績(最大 10 単位：取得方法によっては最大 20 単位まで可能)

No	項目名	概要	取得単位
1	専門医委員会が指定する学術集	証明書類として抄録、プ	筆頭発表者：1 単位

	会における一般演題の学会発表	プログラムのコピーを提出すること。	共同発表者：1単位 (2nd authorに限る)
2	共通講習、皮膚科領域講習における司会や座長	証明書類として抄録、プログラムのコピーを提出すること。	司会や座長：1単位 ※聴講単位とは別に付与
3	専門医委員会が指定した学術雑誌にピアレビューを受け掲載された内外論文発表	証明書類として掲載された論文のコピーを提出すること。	筆頭著者：2単位 全共著者：1単位
4	専門医委員会が指定する学術雑誌の査読 対象雑誌： 【日本皮膚科学会雑誌、西日本皮膚科、Journal of Dermatology, Journal of Dermatological Science】	著者・所属、論文名、要旨、雑誌名、編集委員名を判読できないようにした査読の依頼状と査読結果の写しの提出か、または、Publonsによる証明を行うこと。	1単位 ※同一論文の再査読は単位としては認めない。
5	日本皮膚科学会ガイドライン作成委員会の委員長（作成するガイドラインが個別のグループに分かれている場合、それぞれのグループ長を委員長とする）	証明書類として掲載誌の該当箇所のコピーを提出すること。	1件につき2単位 ※当該ガイドライン発表時の委員長に付与
6	専門医委員会が認定するアンケート・症例数調査などへの回答を行った場合	証明書類として施設責任者の証明が必要	各施設の担当者1人： 2単位
7	専門医委員会が認定する臨床研究、医師主導自主臨床研究	研究計画書を提出すること。なお、調査あるいは研究において対象症例がない場合、単位は付与しない。	責任者：2単位
8	皮膚科専門医試験問題作成や試験委員・監督など試験に関する業務に携わった場合	委員委嘱状のコピーなど、任期が分かる資料を提出すること。	1年度につき1単位
9	皮膚科専門医資格認定に関する業務に携わった場合	委員委嘱状のコピーなど、任期が分かる資料を提出すること。	1年度につき1単位
10	地域・学校等で市民啓発目的の講演を行った場合	講演会のプログラム等コピーを提出すること。	60分の講演：1単位 120分以上の講演：2単位

			(上限回数制限なし)
11	校医を1年以上務めた場合	委嘱状のコピーを提出すること。	2単位 (5年間で上限2単位)
12	皮膚科学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員	委嘱状のコピーを提出すること。	1年度につき2単位
13	日本皮膚科学会の地方会への参加単位	当該地方会に専門医共通講習または皮膚科領域講習として認められている講演があり、かつ、その受講単位を取得していること。	1回につき1単位 (1年間2単位、5年間で6単位)

* 項目1の筆頭発表者及び項目3の筆頭著者としての取得単位は、最大20単位まで取得できる。

皮膚科領域において相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導にいかす目的で専門医(学会専門医を含める)が3回更新されており、かつ65歳以上の場合、4回目の更新から通常の更新申請と併せて別紙「診療従事証明書」による申請を行い承認されれば、①勤務実態の自己申告を不要とし、i)～iv)の項目ごとの制限を排除した合計40単位を取得することで更新をすることができる。なお、以下の2つを満たすことが望ましい。

1.5年間(認定期間内)に、1回以上の日本皮膚科学会総会への参加。

2.共通講習3単位の取得。

なお、「診療従事証明書」による手続きが否認となり単位が不足している場合には、後述(別添資料①)に示す延期申請手続きを行うことができる。

新基準に基づく専門医認定の手順（移行措置）

1) 準備期間

2017年4月 会員告知開始、講習単位の準備

2018年4月 会員告知終了、講習単位取得可能

2) 更新認定の手順

(1) 2020年4月更新者（「学会専門医」として更新）

（＝2015年4月更新者、2019年12月〆切）

旧制度の単位で認定

(2) 2021年4月更新者（＝2016年4月更新者）：

（＝2016年4月更新者、2020年12月〆切）

旧制度の単位で認定

(3) 2022年4月更新者（＝2017年4月更新者）：

旧制度の単位で認定

(4) 2023年4月更新者（＝2018年4月更新者）：

新制度で「機構認定専門医」として更新

（以後の更新者は全員「機構認定専門医」として更新）

(5) 2020年3月に公開した皮膚科更新基準の改定で「4回目の更新から通常の更新申請と併せて別紙「診療従事証明書」～」を追記した。本対象者は、2020年4月更新者から適用とする。

(旧カリキュラムにより研修中もしくは研修予定の専攻医の資格取扱い)

2018年3月以前に専門研修を開始した方々は学会専門医認定を受けることになる。その方々は学会専門医認定の5年後に機構認定専門医更新の対象となる。

特別な事情（海外留学、出産、病気療養など）により予定の期間内に学会認定専門医となれない方は従来の方で学会専門医をめざし、合格5年後の更新時に機構認定専門医の更新資格を得る。

したがって、2023年以降は一定の期間、学会専門医の初回認定と機構認定専門医の初回認定が一部混在することとなる。この間の学会専門医と機構認定専門医は同等の資格として扱われる。

なお、学会専門医試験不合格者は従来の方で学会専門医をめざすこと。新プログラムでの専攻医を経っていない方が機構認定専門医を取得するためには学会専門医に一旦合格する必要がある。

別添資料①

I. 特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合、次の申請をすることができる。

専門医資格更新延期申請書とその事情を説明できる理由書を更新申請年度の申請期日までに専門医委員会に提出し、審査を受ける。審査認定の後、日本専門医機構からの承認を経て専門医資格の延期申請が認められる。なお、延期期間は1年単位での申請とする。また、1回の申請につき、2年の延期申請を上限とする。

II. 上記I以外の理由により規定更新単位を満たせなかった場合。

何らかの事情のため規定の更新単位を満たせず、専門医資格の更新ができなかった場合には、上記同様、専門医委員会に理由書を提出し、審査を受けなければならない。審査において、正当な理由があると認められた場合は失効後1年以内に更新基準をみたすことで専門医資格を復活することができる。（失効後復活までの期間は専門医ではない。）

過去に学会あるいは機構認定専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を専門医委員会に行い、専門医機構で承認された場合は、5年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できる。

III. 下記の場合は領域専門医委員会で審査し、機構承認の上資格を剥奪することができる。

公序良俗に反する場合

正当な理由なく資格更新を行わなかった場合

勤務実態など各種書類に虚偽の申告であることが判明した場合